

利益損失補償・休業損失日額補償・営業継続費用補償

利益損失補償・休業損失日額補償・営業継続費用補償で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

保険の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証券記載の建物・構築物および敷地内(※)にある被保険者の占有する建物・構築物、動産など ● 敷地内(※)に所在する建物・構築物のうち、他人が占有する部分 ● 敷地内(※)に所在する建物・構築物に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物・構築物 ● 敷地内(※)に所在する建物・構築物に通じる袋小路およびそれに面する建物・構築物 <p>(※)建物・構築物の所在する敷地内をいいます。</p>
--------------	--

対象となる事故		
お支払いする保険金		
利益損失補償	(1) 火災	左記(1)～(9)の事故によって保険の対象となる店舗や工場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)を、利益保険金としてお支払いします。 ただし、左記(4)および(7)の事故の場合、事故が発生した日の午前0時から24時間以内に生じた利益損失についてはお支払いの対象となりません。
	(2) 落雷	
	(3) 破裂または爆発	
	(4) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	
	(5) 物体の落下・飛来・衝突など	
	(6) 漏水・放水・溢水(いっすい)	
	(7) 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議	
	(8) 盗難	
	(9) 上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故	
	(10) 不測かつ突発的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)に対して利益保険金をお支払いします(事故の発生した日の午前0時から24時間以内に生じた利益損失についてはお支払いの対象となりません。)	
休業損失日額補償	(1) 火災	左記(1)～(9)の事故によって保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害された場合に生じた休業損失と、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、休業損失日額保険金としてお支払いします。(※) 左記(4)の事故による損害を受けた結果の損失については、お支払いする休業日数から事故当日を差し引きます。 (※)このほか、左記(1)～(3)の事故による損失の発生または拡大の防止のために支出した必要・有益な費用(消火薬剤などの再取得費用など)を損失防止費用保険金としてお支払いします。
	(2) 落雷	
	(3) 破裂または爆発	
	(4) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	
	(5) 物体の落下・飛来・衝突など	
	(6) 漏水・放水・溢水(いっすい)	
	(7) 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議	
	(8) 盗難	
	(9) 上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故(お支払いできない事故は除きます。)	
	(10) 不測かつ突発的な事由に起因して構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた損失に対して、休業損失日額保険金をお支払いします。休業損失日額保険金については、お支払いする休業日数から事故当日を差し引きます。	
営業継続費用補償	(1) 火災	左記(1)～(9)の事故によって保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。 ただし、保険金支払対象期間(復旧期間)内に支出を免れた費用がある場合は、その額を差し引いた額を補償します。
	(2) 落雷	
	(3) 破裂または爆発	
	(4) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	
	(5) 物体の落下・飛来・衝突など	
	(6) 漏水・放水・溢水(いっすい)	
	(7) 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議	
	(8) 盗難	
	(9) 上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故	
	(10) 不測かつ突発的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた営業継続費用に対して営業継続費用保険金をお支払いします(1回の事故につき、ご契約金額の10%が限度となります。)	

(注)構外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配管または配線により接続している事業者の占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で事業者の占有するもの(日本国内に所在するものに限りません。)をいいます。

【ご注意ください】

- ・プロパティガードは、財物損害補償、利益損失補償、休業損失日額補償、営業継続費用補償から、お客さまがお選びになった補償を対象としています。
- ・ご契約の際に支払限度額または自己負担額を設定された場合は、お支払いする保険金に自己負担額または支払限度額が適用される場合があります。
- ・お客さまのご希望により、各種「補償対象外特約」などをセットすることにより、一部の補償を除外する場合があります。この場合は、本表に掲載されているものであっても、補償の対象となりません。
- ・オプションで特約をご契約の場合は、本表に掲載されている以外の保険金のお支払いの対象となる場合があります。
- ・その他、セットされている特約により、支払条件や支払額が変更される場合があります。
- ・財物損害補償で、次の物は保険証券に明記されていない場合は補償されません。

①貴金属や宝石、美術品類で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ②設計書、図案、証書、帳簿など ③門、塀、垣、物置、車庫など